KGK NEWS

(株)科学技術開発センター
TEL026-263-2010
FAX026-263-2012
社外報編集委員会

2012年 春号

食品中の放射性物質の新たな基準値を設定!!（平成 24 年 4 月 1 日より施行）

厚生労働省は、より一層の食品の安全を確保する観点から食品中の放射性物質の新たな基準値を設定しました。これは、食品から許容することのできる放射線量を年間５ミリシーベルトから年間１ミリシーベルトに引き下げることを基本として、食品中の放射性物質の規格基準を設定したものです。特別な配慮が必要と考えられる「**飲料水**」、「**乳児用食品**」、「**牛乳**」はそれぞれ区分を設け、それ以外の食品を「**一般食品**」とし、基準値が設定されております。
規制対象核種は、半減期が１年以上の放射性核種全体（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）ですが、放射性セシウムが基準値として設定されております。これは、放射性セシウム以外の核種は測定に時間がかかるため、各放射性核種の移行濃度を解析し、産物・年齢区分に応じた放射性セシウムの寄与率を算出し、合計して１ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定しているためです。尚、半減期の短い放射性ヨウ素の基準値は設定されておりません。

放射性セシウムの暫定規制値

食品群	規制値（Bq/kg）
飲料水	２００
牛乳・乳製品	２００
野菜類	５００
穀類	
肉･卵･魚･その他	

放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値（Bq/kg）
飲料水	１０
乳児用食品	５０
牛乳	５０
一般食品	１００

参考：各食品群の範囲

飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶。
乳児用食品	①健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち、「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの（乳児用調製粉乳）。 ②乳児の飲食を目的とし販売するもの。消費者が表示内容等によって乳児向けの食品であると認識する可能性が高いもの。※現在、消費者が判別出来るよう、表示基準の策定手続きが進められています。
牛　乳	乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳等）及び乳飲料。ただし、乳酸菌飲料、発酵乳（ﾖｰｸﾞﾙﾄ等）、チーズは区分に含めない。
一般食品	上記以外の食品

注意

①製造、加工食品の基準値の適用について

・乾燥きのこなど、原材料を乾燥させ、水戻しを行い食べる食品は、原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する。のり・干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品も原材料の状態、製造・加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準を適用する。
・茶、こめ油など原料から抽出して飲む又は使用する食品は、原材料の状態と飲用・使用する状態で食品形態が大きく異なることから、原材料の状態では基準値の適用対象としない。茶は加工・製造後、飲む状態で飲料水の基準を、米ぬかや菜種などを原料とする油は油で一般食品の基準値を適用する。

②経過措置について

新基準への移行に際して、準備期間が必要な食品（米、肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定しています。

※「食品中の放射性物質の新たな基準値について」（厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課）より抜粋

水質汚濁防止法の一部が改正（平成 24 年 6 月 1 日より施行）

地下水汚染の未然防止を目的として水質汚濁防止法の一部が改正されます。改正法では、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対しての新たな規制等が設けられております。主な内容は以下の通りです。

1．対象施設の拡大（届出義務）
有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について都道府県知事等へ届出なければならない

2．構造等に関する基準遵守義務
有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならない

3．定期点検の義務
有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・使用方法等について定期に点検しなければならない

4．既存施設に対する適用猶予
既存有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設について、構造等に関する基準は **3 年間**適用しない
※施行日が平成 24 年 6 月 1 日のため、平成 27 年 5 月 31 日まで適用されない。

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の ①施設本体 ②設置場所の床面及び周囲 ③施設本体に付帯する配管等 ④施設本体に付帯する排水溝等 について構造・設備及び使用の方法に関する基準ならびに定期点検の方法が定められております。構造等に関する基準と定期点検の方法を別個に規定するのではなく**構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせ**を基本としていることが大きな特徴です。また、実施の可能性に配慮して次の３段階の措置が設定されております。

Ａ基準：新設の施設を対象とした措置
Ｂ基準：既設の施設を対象とした措置　※定期点検をＡ基準より充実した内容とする
Ｃ基準：既設の施設で改正水濁法の施行後３年間で適用できる措置
※１　当該期間は定期点検のみ適用される
※２　定期点検をＡ基準及びＢ基準より充実した内容とする

注：点検記録は３年間保存すること

	改正水濁法施行後３年間	改正水濁法施行後３年以降
新設の施設	**Ａ基準のみ適用**	
既存の施設	**Ｃ基準** ※構造基準等が適合していればＡ基準及びＢ基準が適用可能	**Ｂ基準** ※構造基準等が適合していればＡ基準が適用可能

各基準（措置）や詳細等については環境省ホームページをご参照ください。

～簡易専用水道検査のご案内～

簡易専用水道とは、水道事業体から供給される水道水のみを水源とし、受水槽の有効容量が１０㎥を超える水道施設が対象となります。**毎年１回**の検査が義務付けられており、現場検査と提出書類検査の２種類があります。検査内容は以下の通りです。

検査の種類	項　　目	内　　容
現場検査	施設（水槽等）の外観検査	水道水に有害物、汚水等が混入するおそれの有無を確認 水槽及び周辺の清掃状況、水槽内の沈積物の有無を確認
	給水栓における水質検査	臭い、味、色及び濁りに関する検査並びに残留塩素の有無を確認
	書類検査	次に掲げる書類の整理及び保存状況 ア．簡易専用水道設備の配置及び系統を明らかにした図面 イ．受水槽周囲の構造物の配置を明らかにした平面図 ウ．水槽の清掃の記録 エ．その他の管理についての記録
提出書類検査	管理状況を示す書類を提出することにより、検査を受ける	

注：提出書類検査は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用がある施設のみ受けることができます。

水槽等の施設管理が不十分だと、赤水や味・臭いの異常などの事故を引き起こすおそれがあります。日頃から次のようなことに留意され施設の適正な管理に努めましょう。

①水槽の掃除　---------- 水槽の掃除を１年以内に１回以上定期的に行う。
②施設の点検と改善 ----- 水槽の状態やマンホールの施鍵や防虫網の点検を行い、不備な点があればすみやかに改善する。
③水質の管理　---------- １）常に水の色、濁り、味、臭いなどに注意して、異常があれば必要な水質検査をする。
２）遊離残留塩素を 0.1mg/ℓ以上保持するよう務めるとともに定期的（週１回以上）に残留塩素を測定する。
④給水の停止　---------- 給水している水が人の健康を害するおそれのある時は、直ちに給水を停止し、関係者に知らせる。

尚、有効容量 10 ㎥以下の小規模な受水槽は、法的な検査義務はありませんが、同じ給水施設です。簡易専用水道と同様な管理に努め、簡易専用水道検査を受けられることをお勧めします。